

# JCBA

No.177 Mar. 2023

*Japan Customs Brokers Association*



## CONTENTS

- 2 「ダイバーシティ推進部会」のアクションプラン
- 3 IFCBA理事会等の開催
- 6 岡藤会長がManaging Directorに選出
- 8 特別掲載「事後調査と関税評価」
- 21 通関業会だより（門司通関業会）
- 26 各通関業会業務報告

# 「ダイバーシティ推進部会」のアクションプラン

(一社)日本通関業連合会は、2月3日(金)に「ダイバーシティ推進部会」を開催し、今後の活動方針としての「ダイバーシティ推進部会」のアクションプランが決定されました。

「ダイバーシティ推進部会」は、令和3年度事業計画において、通関業界のダイバーシティ推進に向けた支援事業として、日本通関業連合会に新たに立ち上げた部会です。

昨年2月に「第1回ダイバーシティ推進部会」を開催して意見交換を行い、その後、7月から8月にかけて、全国の通関業者に対してダイバーシティへの取組みに関するアンケート調査を実施してきました。

また、本年1月には、ダイバーシティ推進部会の下に設置されたダイバーシティ推進部会ワーキング

チームの会合を開催して、ダイバーシティへの取組みに関する活動方針について意見交換を行いました。

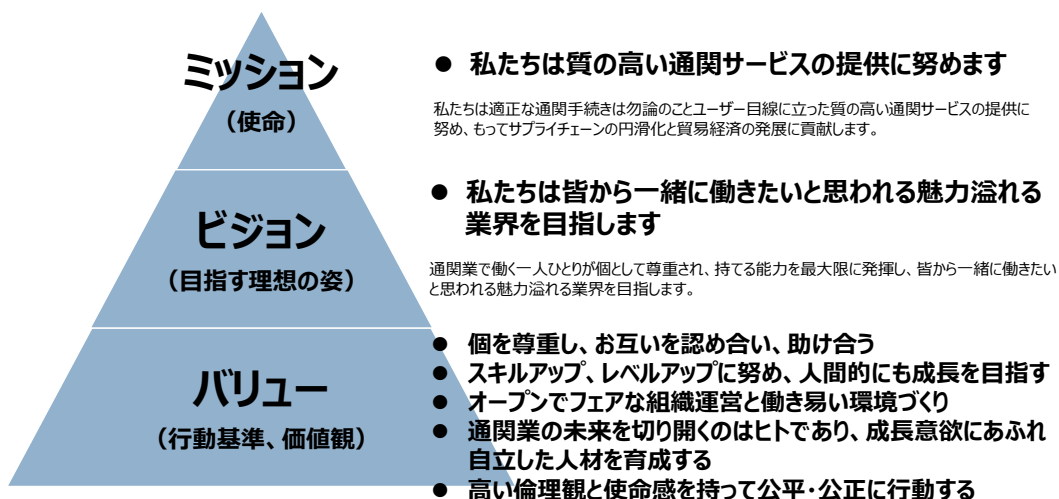
今回の会議では、岡藤会長をはじめ各地区通関業会のダイバーシティ推進部会委員など18名の参加を得て、アクションプランに対する活発な意見交換が行われました。

また、アクションプランには、部会としての活動方針を明確にするとともに、理解を深めるための「ミッション・ビジョン・バリュー」を掲げました。

今後は、「ミッション・ビジョン・バリュー」に沿ったアクションプランを具体化して、通関業界のダイバーシティ推進に向けた支援活動に取り組んでいくこととしています。



## ダイバーシティ推進部会の「ミッション・ビジョン・バリュー」



# IFCBA理事会等 シンガポールにおいて開催されました

2022年12月12日（月）から14日（水）までの3日間、シンガポールにおいてIFCBA（国際通関業連合会）創立30周年記念会議及びIFCBA理事会が開催されました。

会議及び理事会には、IFCBA加盟団体21カ国中12カ国\*のメンバー及び関係者が50名あまり参加し、日本からは一般社団法人日本通関業連合会の岡藤正策会長と同事務局の北村直彦総務部長が参加しましたので、誌面をお借りしてご報告させていただきます。

まず、初日会議の冒頭において、WCO（世界税関機構）御厨邦雄事務総局長からお祝いのビデオ・メッセージが流され、続いてIFCBA会長Ge Jizhon氏（中国）が挨拶に立ち、IFCBA創立30周年を記念する会議がスタートしました。

最初のセッションでExpeditorsのBarthul Hoefnagels氏が「グローバルな輸送市場の最新情報」と題したプレゼンテーションを行った後、次のセッションでは、「HS分類のケース・スタディ」が行われました。課題が三つ（“Apple Watch”、“Furniture Set”、“Garden Flags”）出題されたのですが、いずれの課題も各国の発表内容と日本の発表内容が異なっており、あらためて分類の考え方が国によって（もしかしたら参加者によってなのかも知れませんが…）異なることに、あらためて分類の難しさ奥深さを痛感するとともに、HSの根本的な課題が見え隠れし、何とも複雑な気持ちになりました。国際貿易の環境がグローバル化し、世界各国・地域間において大小さまざまなEPAが締結されてい



会議初日：開会式で挨拶するIFCBA事務局長Carol West氏（カナダ）

る中、輸出側と輸入側との間における分類の考え方の相違は、貿易円滑化を阻害する要因ともなり得る課題だと感じます。そのためには、今後、HSが多くの関係者にとってより一層理解しやすい簡易なものとなることを期待しています。ちなみに、日本の発表した分類の考え方は課題を用意したHS専門家の考え方と一致しており、少しばかり安堵しました。

続くセッションでは、IFCBAが昨年11月から12月にかけて実施したHSに関する調査結果の概要について説明された後、WCO関税・貿易局からゲスト・スピーカーとしてDing Ye氏を迎え、現在WCOが進めているHSに関する戦略的見直しに関する研究プロジェクトの検討状況について説明がありました。IFCBAが実施したHSに関する調査に対しては、日本の通関業者88者（回答数全体の半数以上）から回答があったことが報告され、感謝の意が伝えられました。会員の皆様の生の声が、このような調査の機会を通じて直接WCOへ伝えられていくことは、とても有意義なことだと感じた次第です。

\*参加メンバー：アンゴラ、カナダ、インド、ジャマイカ、日本、マラウィ、メキシコ、モザンビーク、フィリピン、タイ、米国、ウルグアイ



会議2日目：日本通関業連合会の取り組みを紹介する岡藤会長

初日最後のセッションは、PSCG<sup>†</sup>の主な活動について、PSCG議長のJamie King氏から説明が行われました。

2日目は、最初のセッションにおいて、「教育・訓練のベスト・プラクティス」と題して、カナダ、米国、中国から、それぞれの取り組みが紹介されました。続くセッションでは、「通関業者に対する規制の見直し」について時間が設けられ、岡藤会長から、日本通関業連合会が取り組んでいるダイバーシティ推進や通関士の専門性向上に向けたセミナーの開催、スキルアップ研修の実施、マイスター通関士制度に関する検討状況について説明し、意見交換を行いました。カナダから紹介のあったCCS<sup>‡</sup>とCTCS<sup>§</sup>の取り組みは、日本通関業連合会で取り組んでいるマイスター通関士制度の導入を検討するに

当たり、とても参考になるのではないかという率直な感想を持ったところであり、今後、カナダ通関業会の取り組みについて、詳細を調査する予定です。

今回、会議の一環としてシンガポール港を視察する機会を得ました。シンガポール港は中国・上海港に次ぐ世界第2位のコンテナ取扱量の多い国際貿易港ですが、コンテナ接岸後のクレーン移動からシャーシーへの積卸、蔵置、積替えなどの移動などが全自動化され、この港だけで一日平均80隻あまりのコンテナ船のオペレーションを行っており、一隻当たりの入港から出港までの平均滞在時間は2時間を下回っています。

今回視察した港は、パシールパンジャン港という港ですが、2021年には、シンガポールの南西部に（新港トゥアス港）がオープンしており、ここはパシールパンジャン港よりもさらに規模の大きいフルオートメーションの港になっていることが紹介されました。あらためて、日本の全ての港湾施設との歴然とした差に思わず肩を落としてしまいました。

3日目は、IFCBA理事会が開催され、IFCBAが重点を置いて取り組んでいく必要がある事項について、二日目の会議に引き続き、「通関業者に対する規制の見直し」を中心に意見交換が行われ、日本からは北村総務部長より連合会の今後の取り組みにつ



カナダ通関業会の取り組み（CCS及びCTCS）

<sup>†</sup>PSCG：Private Sector Consultive Group（民間協議グループ）の略、民間部門の視点から、税関や国際貿易上の課題について、WCO事務総局長、WCOメンバー（各国税関）等に情報提供を行うほか、助言を行うことを目的として設けられている。

<sup>‡</sup>CCS：Certified Customs Specialistの略

<sup>§</sup>CTCS：Certified Trade Compliance Specialistの略



バシールバンジャン港PSAオフィス棟から南東方向の光景



バシールバンジャン港PSAオフィス棟から東方向の光景

いて説明を行いました。本年度は、IFCBA役員改選の年に当たりますが、選挙は2月8日に予定されているIFCBA総会（バーチャル）で実施されることが合意されました。

3日間を通じ、IFCBAの活動において日本は高く評価されていることを実感することができ、また、会議の中でも大いにプレゼンスを示すことができた

と考えており、大変有意義な会議だったと感じています。これもひとえに会員の皆様のご理解とご協力の賜物であり、心より御礼申し上げます。

会議資料については、一般社団法人日本通関業連合会ホームページ（会員専用ページ）に掲載しておりますのでご覧ください。



IFCBA理事会（3日目）会議前の様子  
写真右奥：岡藤正策会長



岡藤正策会長とIFCBA事務局長Carol West氏（カナダ）

# IFCBA総会で岡藤会長が Managing Directorに選出される！

2023年2月8日（水）午後9時から翌日午前0時20分までの間、IFCBA（国際通関業連合会）総会がバーチャルミーティング方式で開催されました。

会議には、IFCBA加盟団体21カ国中16カ国\*のメンバーが参加し、日本からは一般社団法人日本通関業連合会の岡藤正策会長と同事務局の北村直彦総務部長が参加しました。

今回の会議では、次期（2023年度～2024年度）IFCBA Chairman（会長）及びManaging Director（常務理事）の選挙が行われ、当連合会の岡藤会長が、次期Managing Director 6名のうち

の1名として選出されました。

これまでのIFCBAの活動に対する岡藤会長のプレゼンスがIFCBAメンバーから評価されたものであり、IFCBAへの今後のより一層の貢献とWCO（世界税関機構）への提言等に大きな期待が寄せられている証左かと思われます。

なお、Chairmanには、唯一ノミネーションされていたインドのShankar Shinde氏が選出されました。

今回の会議の冒頭、WCO（世界税関機構）御厨邦雄事務総局長からのビデオ・メッセージが流され、IFCBAの活動及び提言がWCOの政策立案等に極め



Managing Director選挙：7名の候補者リストが提示された場面

\*参加メンバー：アンゴラ、アルゼンチン、豪州、カナダ、中国、ギリシャ、インド、イタリア、ジャマイカ、日本、マラウイ、メキシコ、タイ、米国、ウルグアイ、ウズベキスタン



WCO御厨事務総局長のビデオ・メッセージ

て重要であり、これまでのIFCBAの活動に対して深く感謝するとともに、この先も引き続き支援と協力をお願いしたい旨が述べられました。

昨年は、HSに関する調査に多くの通関業者の皆様にご協力いただき、多くの皆様の生の声がWCOへ伝えられました。会議の中では、特に日本の通関業者の皆様から多くの協力があったことを心から感謝する旨が表明されました。このことは傑出した貢献かと考えています。

2023年、WCOは“次世代の育成：税関における知識共有と専門家としての誇りの文化の促進”をテーマに定めていますが、これは税関手続きの専門家である通関業者の皆様にとって、とても身近なテーマとなっています。

WCOに我々の提言を実現してもらうために必要かつ重要なイニシアティブは、より多くの参加、知識の共有、トレーニングスキルの開発、ベストプラクティスの共有などが挙げられます。

私たち通関業者は、その誠実さとパフォーマンス



写真左上：IFCBA会長Ge Jizhong氏（中国）  
写真右上：IFCBA事務局長Carol West氏（カナダ）  
写真下：新IFCBA会長Shankar Shinde氏（インド）



写真左上：会議のラウンド・テーブルにおいて発言する岡藤会長

をもってサプライチェーンにおける我々の重要性と世界経済の強力な屋台骨であることを社会に示すことができます。

今後も皆様のご理解と積極的なご支援・ご協力をお願いいたします。

会議資料については、一般社団法人日本通関業連合会ホームページ（会員専用ページ）に掲載しておりますのでご覧ください。

**通関士専門研修 関税評価・事後調査コース**  
**特別掲載（第32回）事後調査と関税評価**  
**（一社）日本通関業連合会 講師 河月義朗**

I はじめに

「事後調査と関税評価」は、毎年11月に税関ホームページに公表される「事後調査事績」をもとに最近の事後調査の方向性や調査により判明した高額非違事案に係る関税評価上の問題点等を取り上げて連載しています。

令和3事務年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の事後調査実施（立入調査数）は、「1,484者（前事務年度比207.6%）の輸入者に対して事後調査を行った。」と公表トピックスにあります。前年の2倍を超える調査の実施は大変大きな成果のように思えますが、これは前事務年度の立入調査（715者）がコロナ禍のためほとんど実施することができなかったことに起因しています。では、今号も令和3事務年度の事後調査事績と過去の事績を比較しながら、公表された高額非違事例における関税評価上の留意点等について考えていくことといたします。

II 令和3事務年度の事後調査事績について

公表された令和3事務年度の事後調査トピックスには、「納付不足税額の多い品目」及び「申告漏れ等が発生した要因の割合」並びに「高額非違事例」が公表されています。

《令和3事務年度の事後調査トピックス》

1. 納付不足税額の多い品目及び申告漏れ等が発生した要因の割合

納付税額の不足が多かった品目は、電気機器、光学機器等、医療用品、自動車等、機械類であり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約6割を占めています。また、申告漏れ等が発生した要因では、「インボイスは正しいが申告に誤りがあるもの」が87.4%を占めています。

(1) 納付税額の不足が多かった品目

- |         |      |        |
|---------|------|--------|
| ① 電気機器  | ………… | 21.7 % |
| ② 光学機器等 | ……   | 14.0 % |
| ③ 医療用品  | ………… | 8.5 %  |



- ④ 自動車等 …………… 6.9 %
- ⑤ 機械類 …………… 6.6 %
- ⑥ その他 …………… 42.3 %

(2) 申告漏れ等が発生した要因

- ① インボイスは正しいが 申告に誤りがあるもの …… 87.4 %
- ② インボイスに誤りがあるもの …………… 9.3 %
- ③ その他 …………… 3.3 %

(3) 高額非違事例

① 隠蔽・仮装による輸入申告（重加算税賦課事案）

課税価格の計算の基礎となる事実について「隠蔽又は仮装行為」を行い、それに基づいて申告をしていたときに課される「重加算税」が賦課された事例では、主に「二重インボイス」を使用した事案が多くあります。二重インボイスとは、一般的に輸入通関のための虚偽インボイス（通関用インボイス）と実際の取引価格を示すアクチュアルインボイス（決済用インボイス）の二つのインボイスの存在をいい、このような事案は、通常、輸入者は低価申告の事実を認識しており、その手法が悪質であり、かつ、不足脱額が高額であって可罰性が高いと判断された場合には、その反社会的な犯罪行為について刑事責任を追求するために、税関は事後調査から犯則調査に移行することもあります。

また、公表された非違「事例2」は、輸入者が、関税が課される輸入貨物であることを知りつつも、不正に税を免れるため、輸出者と通謀し偽った「製造工程書」を作成させて関税が課されない輸入貨物として輸入申告していたというものです。

事例2：輸出者と通謀して偽った製造工程書を作成

輸入者Bは、中国の輸出者から健康食品の原料を輸入していました。Bは、輸入申告前に輸入貨物には関税が課されることを認識していましたが、輸出者と通謀し、虚偽の製造工程書を輸出者に作成させ、納付すべき税額の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、関税が課されない輸入貨物として申告していました。その結果、追徴税額は264万円（うち重加算税21万円）でした。

② インボイス価格とは別に支払った費用の申告漏れ

申告漏れ等が発生した要因の大半は「インボイスは正しいが 申告に誤りがあるもの (87.4%)」です。「事例3」は、輸入貨物に係るロイヤルティをインボイス価格とは別に支払っていたもので、このような別払金の申告漏れに係る非違は、輸入貨物に係る開発費、価格調整金等輸入貨物の現実支払価格を構成する費用を課税価格に含めずに申告していたことにより申告漏れとなっているものです。

事例3：輸入貨物に係るロイヤルティの申告漏れ

輸入者Cは、イタリアの輸出者から医薬品を輸入していました。Cは、輸出者との間でライセンス契約を締結し、輸出者から特許及びノウハウ等が使用された医薬品を輸入して、その対価としてロイヤルティを貨物代金とは別に支払っていました。本来、このロイヤルティは課税価格に含めるべきものでしたが、Cは課税価格に含めずに申告していました。その結果、その他の申告漏れ等も含め、不足していた課税価格は11億5,254万円、追徴税額は1億1,682万円でした。

2. 令和3事務年度（令和3年7月1日～令和4年6月30日）の調査事績

《調査事績》

事務年度 項 目		令和3年事務年度		令和2年事務年度
			前年度対比	
実地調査輸入者数①		1,484 者	207.6%	715 者
非違判明輸入者数②		1,118 者	186.3%	600 者
非違の割合 (②/①)		75.3%		83.9%
申告漏れ課税価格		591 億 920 万円	93.7%	630 億 6,743 万円
追徴 税額	関 税	7 億 2,200 万円	75.1%	9 億 6,109 万円
	内国消費税	55 億 4,024 万円	102.8%	53 億 8,855 万円
	納付不足税額	62 億 6,224 万円	98.6%	63 億 4,965 万円
	加算税	1 億 9,336 万円	55.6%	3 億 4,751 万円
	重加算税	1,156 万円	8.9%	1 億 2,968 万円
	総 計	64 億 5,560 万円	96.4%	66 億 9,715 万円

《主な申告漏れ等の事例（事例1～事例4）》

事例1：輸入者が自らインボイスを改ざん

輸入者Aは、中国の輸出者から衣類を輸入していました。Aは、輸入申告前に正規の価格を認識していましたが、正規の価格が記載されたインボイスをもとに、自ら正規の価格よりも低い価格に書き換えたインボイスを作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・偽装して、低い価格が記載されたインボイスに基づき申告していました。その結果、不足していた課税価格は1億1,619万円、追徴税額は2,947万円（うち重加算税727万円）でした。

事例2：前記（3）①で掲載

事例3：前記（3）②で掲載

事例4：輸出者が不適切なインボイスを作成

輸入者Dは、中国の輸出者から国際宅配便を利用してスマートフォン修理部品を輸入していました。輸出者は、正規の価格よりも低い価格でインボイスを作成しており、Dは輸出者の作成したインボイスの内容を十分に確認しないまま、当該インボイスに基づいて申告していました。その結果、その他の申告漏れ等も含め、不足していた課税価格は5億8,275万円、追徴税額は4,982万円でした。

3. 令和3事務年度と過去10年間の調査事績の比較

《立入者数及び非違判明者数（単位：者）》

24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
4,960	3,614	3,545	4,302	4,325	4,266	4,079	3,361	715	1,484
3,402	2,427	2,363	2,977	3,307	3,365	3,231	2,723	600	1,118
68.6	67.2	66.7	69.2	76.5	78.9	79.2	81.0	83.9	75.3

（上：立入者数、中：非違判明者数、下：非違率）

立入者数及び非違判明者数の過去最高は、立入者数は平成21年度の「6,204者」、非違判明者数は平成21年度の「4,356者」、非違率は令和2年度の「83.9%」です。

令和3事務年度についても、コロナの影響を受けたため、ここ数年極端に減少していますが、特に、令和元年から令和3事務年度の3年間における立入調査の総数は、5,560者であり、これは通常の場合の1年間の立入者数に相当するものであり、今後は徐々に「4,000者～5,000者/年」の立入者数を回復するものと考えられます。

《不足申告額（単位：億円）》

24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
1,639	888	1,082	1,521	1,405	1,483	1,549	1,231	630	591
1,776	902	1,110	1,538	1,455	—	—	—	—	—

（下段：差額関税制度に係る過大(高価)申告分を除く額）

不足申告額の過去最高額は、平成23年度の「2,468億円」です。特に、平成24事務年度から平成28事務年度の5年間は、差額関税制度に係る豚肉の高価申告事案に対する調査が強化されたこともあって、不足申告額は過大(高価)申告分を除く額が並記されていますが、平成29事務年度以降はありません。

《関税、消費税等の追徴額（単位：億円）》

24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
205.9	35.7	49.0	42.1	92.9	20.3	12.2	12.4	9.6	7.2
92.9	48.4	68.9	103.8	112.8	121.2	124.6	99.5	53.8	55.4
298.9	84.2	118.2	145.9	205.7	141.5	136.9	112.4	63.4	62.6

（上：関税追徴額、中：消費税追徴額、下：合計追徴額）

関税及び消費税の追徴の過去最高額については、関税は平成24事務年度の「205.9億円」、消費税の追徴は平成23事務年度の「129.4億円」で、合計追徴額の過去最高は平成24事務年度の「298.9億円」でした。

特に、平成24事務年度では、肉類（豚肉）の占める不足納付税額が135億円を超え、同年度の追徴額（298億9,468万円）の約半分（45.45%）を占めました。

平成24事務年度の冷凍豚肉の高価申告事案

輸入者Aは、外国から冷凍豚肉を輸入しており、差額関税制度における輸入品の価格が高いものとして低率な4.3%の従価税率を適用して申告していました。しかしながら、実際の取引価格は輸入申告した価格より低い価格であるため、適用税率は、従価税率ではなく基準輸入価格との差額となるべきものでした。その結果、申告が過大であった課税価格は101億1,140万円、追徴税額は135億8,536万円（納付不足税額100億6,491万円、重加算税額35億2,045万円）でした。

通常、輸入貨物の関税負担を意図的に軽減するには輸入貨物の価格を低くする、いわゆる「アンダーバリュー（低価申告）」という手法が用いられますが、豚肉のように差額関税の対象となるものは、高価格帯の従価税率が適用されるものについてはアンダーバリューをし、低価格帯のものについては、差額関税の分岐点価格帯付近にまで高価に価格を操作（高価申告）することによって関税負担を最小にするというものです。

この差額関税制度は、豚肉の主な仕出国である欧米とのEPAの締結においても維持されているため、豚肉の本邦への輸入は実質的な関税負担の面から引き続きコンビネーション輸入が継続されていますが、EPA合意では豚肉の関税が発効後10年目に従量税50円/kg、従価税無税に削減されることもあって、最近では徐々に事後調査の対象から遠のいているようにも見えます。

《加算税額（単位：億円）》

24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
51.0	5.9	7.4	10.6	22.1	6.0	6.5	4.6	3.4	1.9
46.1	1.4	0.1	6.9	17.6	0.7	0.4	0.5	1.2	0.1

（上段：加算税額、下段：重加算税額）

加算税額は平成24事務年度の過少申告加算税「51.0億円」、重加算税額「46.1億円」が過去最高額です。特に、隠ぺい又は仮装という客観的な事実があれば可能となる重加算税の賦課は、平成24年から28事務年度までの5年間における豚肉に対する調査の影響がみられますが、その他の年度では1億円前後の額で推移しており、最近の事後調査では、アンダーバリューのために仕入書価格を改ざんする等の事案が多いことから今後の賦課状況についても注視しなければなりません。

《1者当たりの平均増差税額（単位：万円）》

24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
602	232	333	339	475	331	335	334	886	421

最近はコロナのために立入者数が大きく減少し、事後調査事績が平時とは異なる結果が続いていますが、関税及び消費税の合計追徴額を立入者数で除した1者当たりの追徴額は上記表のとおりで、過去10年間の1者当たりの追徴額の平均額は「428万円」となり、令和3事務年度の1者当たりの増差税額は平均的なものとなっています。

《令和3事務年度の納付不足税額が多い上位5品目》

年度	令和3年事務年度		
順位	類	品目	不足税額
1位	85類	電気機器	13億5,953万円
2位	90類	光学機器等	8億7,550万円
3位	30類	医療用品	5億3,490万円
4位	87類	自動車等	4億3,321万円
5位	84類	機械類	4億1,311万円

令和3事務年度で納付税額の不足が多かった品目は、電気機器、光学機器等、医療用品、自動車等、機械類の順であり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約6割を占めています。また、過去10年間を振り返れば以下の表のとおりであり、上位品目は、開発費用・無償提供物品・ロイヤルティ・価格調整金等の申告漏れが多くみられる品目が常に上位にあります。

《過去10年間の納付不足税額が多い上位5品目》

年度	1位	2位	3位	4位	5位
24年度	肉類	電気機器	機械類	医療用品	織物衣類
25年度	肉類	電気機器	履物類	機械類	織物衣類
26年度	肉類	電気機器	機械類	医療用品	履物類
27年度	電気機器	光学機器等	肉類	機械類	織物衣類
28年度	肉類	電気機器	履物類	光学機器等	機械類
29年度	電気機器	光学機器等	自動車等	医療用品	機械類
30年度	電気機器	光学機器等	自動車等	機械類	有機化学品
元年度	電気機器	光学機器等	機械類	たばこ	プラスチック
2年度	光学機器等	電気機器	機械類	糖類	織物衣類
3年度	電気機器	光学機器等	医療用品	自動車等	機械類

4. 事後調査非違事例と関税評価上の留意点

令和3事務年度における高額非違事例は、前述の「主な申告漏れ等の事例（事例1～事例4）」のとおりで、これらの非違における関税評価上の留意点を考えます。

(1) 事例1及び事例4について

事例1は、輸入者が中国来の衣類の輸入に際し、輸入申告前に入手した正規のインボイス価格を低価に書き換えて通関業者に送付し、当該インボイスに基づき、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して低価申告したもので、不足申告価格は1億1,619万円、関税等の追徴税額は2,947万円（うち重加算税（727万円）です。

また、事例4は、輸入者が中国来のスマートフォン修理部品の輸入に際し、輸出者が作成した低価のインボイスを使用して不適正申告を行っていたもので、その他の申告漏れも含め、不足申告価格は5億8,275万円、追徴税額は4,982万円となっています。

これと同様の非違は、「重加算税が賦課された事例」として毎年高額非違事例として紹介されており、輸入者は大なり小なり「低価申告の認識」を有しているながら、偽った価格による低価申告を行っており、通関士がその事実を輸入申告前に察知することは難しい状況にあるものと考えられます。

また、事例4のように輸入者の積極的な関与はないとしても、輸出者が作成した低価インボイスについて何ら是正せずに関係書類を通関業者に送付するというケースも多く存在します。これらのケースについて、輸入者は違法性や不適正申告の認識が薄弱であり、社内での法令順守体制も十分ではない場合が多く、通関業者としては顧客管理として輸入者に対する税関の定期的な事後調査の結果について可能な限りその内容を把握し、より適正な顧客管理の充実と効果的なアドバイスを心がけていく必要があります。

## (2) 事例2について

事例2では、輸入者は中国来の健康食品原料の輸入に際し、関税を免れるため輸出者と共謀して虚偽の輸入貨物の製造工程書を税関に提出し、有税品を無税品と事実を隠蔽・仮装して輸入申告をおこなったもので、関税等の追徴税額は264万円（うち重加算税21万円）です。

特惠関税やEPA税率の適用にあたり、本来協定税率等が適用されるべきものについて、輸入貨物の加工工程や非原産材料の使用状況等を偽り、輸入貨物の原産性を証明する製造工程書を偽装して申告する手法はとても悪質な行為です。また、このような非違については高額な追徴額となるため輸入者はその行為の重大性について猛省しなければなりません。

## (3) 事例3について

事例3は、輸入者が輸出者との間でライセンス契約を締結し、輸出者から特許及びノウハウ等が使用された医薬品を輸入する際に、その特許等の使用の対価としてロイヤルティを貨物代金とは別に支払っていたものであり、その他の申告漏れ等も含め、不足課税価格は11億5,254万円、追徴税額は1億1,682万円と高額なものとなっています。

最近の事後調査の高額非違でロイヤルティの申告漏れが公表されるのは久しぶりであり、ここで輸入貨物に係る「ロイヤルティ等」の課税要件について少し触れてみることにします。

#### ① ロイヤルティ等の課税要件

関税定率法第4条第1項第4号に規定される「ロイヤルティ等」は、「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの」であることが必要です。

特に、ロイヤルティ等が売手以外の第三者に支払われる場合（第三者ロイヤルティ）においては、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるもの」かどうかの判断に困難性が伴う場合が多く、その課税の判断として通達では「輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価であって、買手が当該対価を特許権者等に支払わなければ、実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなる又は行われぬこととなるもの」とし、その判断は、「輸入貨物に係る売買契約やライセンス契約の内容だけではなく、輸入貨物に係る取引に関する契約の内容及び実態、取引に関与する者が当該取引に関して果たす役割、当該取引に関与する者との関係その他の当該取引に関する事情を考慮して行う」との指針を示しています。

この「二つの課税要件」については、関税定率法基本通達4-13（課税価格に含まれる特許権等の対価）に具体的な例示が次のように示されています。

#### 《輸入貨物に係るものかの例示》

イ 特許権（実用新案権についても同じ。）について

- ・ 輸入貨物が特許発明である物品（特許発明である物品の生産に専ら使用される部品、材料等を含む。）である場合
- ・ 特許製法による生産物である場合



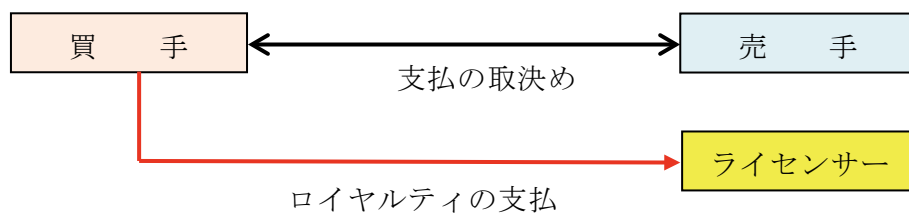
- ・ 方法特許を 実施するための物品である場合
  - ロ 意匠権について
    - ・ 輸入貨物が意匠（模様、形状等）を有している場合
  - ハ 商標権について
    - ・ 輸入貨物が商標を付したものである場合
    - ・ 加工 後に商標が付されるものである場合
  - ニ 著作権（著作隣接権についても同じ。）について
    - ・ 輸入貨物が著作権の対象を含んでいるものである場合（例えば、録音したテープに著作権の具体的内容である歌詞、旋律等が記録されている場合）
- なお、これら以外のものについては、上記に準じて取り扱うこととされています。

《輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入 取引をするために買手により支払われるものかの例示》

- イ 輸入貨物に係る特許権者等が当該輸入貨物の売手である場合において、買手が当該売手に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価

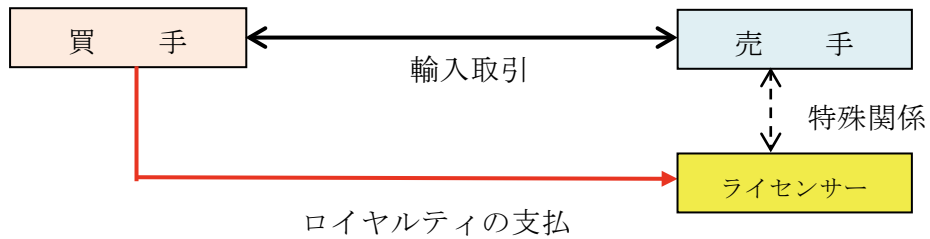


- ロ 輸入貨物に係る特許権者等が売手及び買手以外の第三者である場合において、当該売手と当該買手との取決めにより当該買手が当該特許権者等に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価

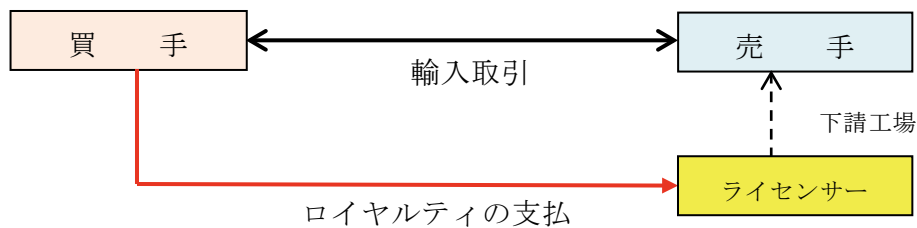


- ハ 輸入貨物に係る特許権者等が売手の親会社である場合において、買手が当該特許権者等に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価

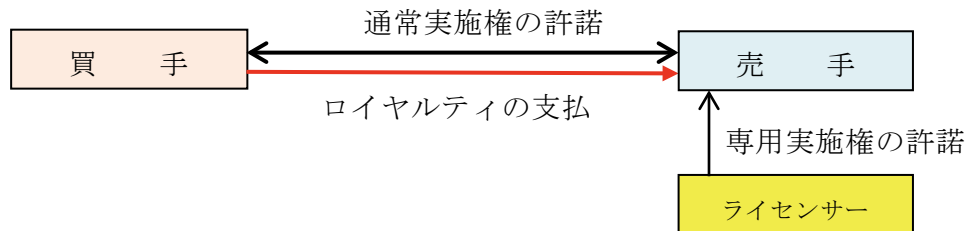
(注) 上記ハの場合には、輸入貨物に係る特許権者等と売手とが親子関係以外の特殊関係にある場合においても該当する可能性が高いことに留意する。



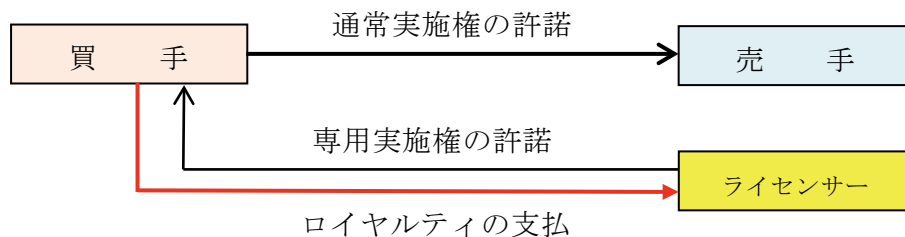
ニ 売手が輸入貨物に係る特許権者等の下請会社である場合において、買手が当該特許権者等に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価



ホ 売手が輸入貨物に係る特許権者からその特許権についての専用実施権の許諾を受けている場合において、当該売手が買手に対して当該特許権についての通常実施権を許諾したときに、当該買手が当該売手に対して支払う当該特許権の使用に伴う対価



ヘ 買手が輸入貨物に係る特許権者からその特許権についての専用実施権の許諾を受けている場合において、当該買手が売手に対して当該特許権についての通常実施権を許諾したときに、当該買手が当該特許権者に対して支払う当該特許権の使用に伴う対価



令和3事務年度のトピックに掲げられている「事例3」は、基本通達4-13の例示のとおり、「二つの課税要件」を満たしており、結果として追徴税額は1億1,682万円と高額なものとなっています。

## ② ロイヤルティの課税上の問題点

協定第8条1(c)は、「royalties and licence fees related to the goods being valued that the buyer must pay, either directly or indirectly, as a condition of sale of the goods being valued, to the extent that such royalties and fees are not included in the price actually paid or payable;」と規定されています。

この規定における「related to the goods」及び「as a condition of sale of the goods」という二つの要件が、実際の輸入取引にどのように関連しているかの解釈がその課税上の大きな問題点となります。

輸入取引に関連して支払われるロイヤリティが「輸入貨物に係るもの (related to the goods)」であるかについては、ロイヤリティの支払いの対象となる知的財産が輸入貨物に「組み込まれ、具体化され、反映され、取り付けられ、固定され、内在し又は生産に使用されているかどうか」を検証してロイヤルティの支払いの見返りである知的財産が輸入貨物に含まれているかどうかを確認することであり、かつ、「輸入取引（販売）の条件となっている (as a condition of sale of the goods)」ものに限り加算要素として課税価格に加算されることとなりますが、実際の輸入貨物の「売買契約」とロイヤリティの支払いに関する「ライセンス契約」がそれぞれ別個の者の間で、別個の契約として締結されており、それぞれの契約の規定にロイヤリティの支払いと輸入貨物との関連性を具体的に約条されていないという事実が、「輸入貨物に係るもの」であり、その「輸入取引（販売）の条件」として支払われているかどうかの判断を困難なものとしています。

そのため、ロイヤリティを輸入貨物の課税価格に加算するか否かの問題に適正に対処するためには、輸入貨物に関する売買契約と無体財産権の使用に係るライセンス契約の当事者がロイヤリティの支払いと輸入貨物との関連性を何らかの形で明文化することや基本通達の規定によるより詳細なガイドラインを示すことが必要であり、ロイヤリティの支払いが「販売の条件」となっているか否かについての結論は税関と通関業者及び輸入者との間で十分に協議して明確な答えを出さなければなりません。

### Ⅲ まとめ

税関の事後調査は、輸入貨物の許可後に税関職員が輸入者の事業所等を訪問し、輸入（納税）申告の内容が法律の規定に従っているかどうかその適正性について、関係帳簿書類を調査し、不適切な納税申告については是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的として実施しています。

今号は、令和3事務年度事後調査の事績から関税定率法第4条第1項第4号に規定される「ロイヤルティ」等について言及しました。特に、事後調査におけるこのロイヤルティの課税にあたっては、輸入者や通関業者の判断でロイヤルティを非加算とし、税関調査の際に誤りを指摘されるといった場合においては、納税者にとってすでに国内販売を終えた後での大きな税負担となることや修正申告等の処理においても輸入貨物の分類、税率、通関官署、輸入の時期等の関係から煩雑な事務処理が伴うこととなります。

実際にロイヤルティを現実支払価格に加算するか否か、また、加算とした場合の具体的な加算方法等については、ライセンス契約を締結し、輸入貨物に関連するロイヤルティの支払いの発生が決定すれば、独自で判断するのではなく、税関の業務部関税評価官（評価部門）等に相談し、また、文書による事前教示の照会等を検討されることを強くお勧めします。

また、昨年の令和2事務年度の事後調査事績のトピックスでは、関税評価上の問題点としてフルフィルメントサービスを利用する貨物（以下「F S利用貨物」という。）に係る高額非違事例とF S利用貨物に係る関税評価上の問題点について触れました。このF S利用貨物は、越境E Cサイトで本邦の顧客が商品を購入する際、輸入貨物である商品の受注から配送までの一切のサービスであって、昨年、税関はこの取引についての関税評価上の留意点等を広く周知したことから、令和3事務年度ではF S利用貨物の高額非違事例は確認できませんでした。

しかし、事後調査において従来からS P貨物等の低価申告が問題視されており、昨今のいわゆる「通信販売」の増加と国際化に伴う一連のサービスは関税評価上の問題をより複雑にしており、さらに、このようなF S利用貨物が違法薬物や知的財産を侵害する物品等を不正に輸入する手段の一つとなり得ることから、ここ数年、コロナ禍により事後調査が十分に行われていない現状にあって、今後、F S利用貨物等に対する調査手法の見直しが図られていくものと考えられます。

以上

# 神代の時代と北部九州

(門司通関業会)

北九州市の八幡駅の目の前に、北九州の象徴である皿倉山が聳えています。皿倉山は北九州市を東西につらなる帆柱連山の最高峰であり、ここからの工場風景を中心とする夜景は新日本最大夜景に選ばれています。今回は、この山に伝わる日本書紀や古事記に記された神代の時代の北部九州について少し書いてみたいと思います。

ここから先のお話は、筆者が見聞きしたことを自分なりに解釈したものをまとめたもので、真贋や矛盾を含めて一つの物語としてお読みいただければ幸いです。



(皿倉山からの夜景)

話は、2～3世紀ころ、仲哀天皇とその妻神功皇后の時代です。当時、九州地方の有力豪族であった「熊襲(クマソ)」が背き、貢物を納めることをしませんでした。そこで、仲哀天皇は、後の神功皇后とともに、熊襲を討つために筑前の国に下向します。本営を置いたのは、香椎の宮です。香椎の宮で仲哀天皇はご神託を受けることにしました。ご神託の結果は、「熊襲を討つても得るものは少ないので、先に海を渡って朝鮮半島の国「新羅」を討つべし。」

というものでした。

しかし、仲哀天皇は、「高い山に登って見ても、海が広がっているばかりで国など見えない。」とこのご神託を信用せず、熊襲討伐に向かいます。ご神託を守らなかったせいか仲哀天皇は戦に敗れ、敵の矢を受け、香椎の宮に退却することとなり、残念ながらここで御薨去されてしまいました。

香椎の宮には、社が祀られ、仲哀天皇、神功皇后を祭神とする「香椎宮」として存続しています。



香椎宮の鳥居



香椎宮楼門



香椎宮本殿



香椎宮の古宮

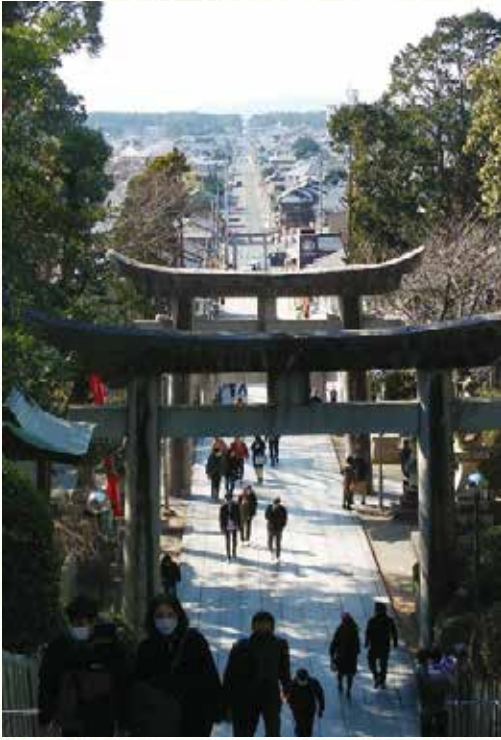


御神木綾杉

さて、残された神功皇后が、仲哀天皇の後を継ぐことになりました。神功皇后は、再度御神託を受けることにしました。新たな御神託は、「皇后の胎の中にいる御子が国を統治する。西の国も求めなさい。」というものでした。そこで、神功皇后は、身重の身でありながら、先ず、熊襲を討滅し、その後軍船を整えて海の向こうの新羅を攻めることにしました。俗にいう「三韓征伐」であります。神功皇后

は宮地嶽山頂に上り、玄界灘を見据えて、御祈禱を行って船出しました。

宮地嶽には、神功皇后を御祭神とする宮地嶽神社が祀られており、少し前になりますが「嵐」のCMで参道の光の道が全国的に有名になりました。元々、このお宮は「何事にも打ち勝つ開運の神」として、古くから多くの参拝客が訪れています。



(宮地嶽参道「光の道」)



(宮地嶽山門)



(宮地嶽本殿)

ここで、問題が発生しました。船の帆柱が折れてしまいました。そこで神功皇后は、洞の海（現在の洞海湾）に船を乗り入れて、近くの山から帆柱を調達することとしたのです。洞海湾には、神功皇后が

上陸したところとして、「皇后崎」の地名が残っています。そして、帆柱を調達した山が冒頭に記した帆柱山でした。また、皿倉山の名前は、神功皇后が山を下りる際、夕暮れになり、「更に暗し」といったことから転じて、皿倉山と命名されたと言われています。地元の伝承では、かなりの期間、八幡付近に滞在したと考えられており、私個人としては、折れた帆柱の調達のみではなく、造船そのものを行って、洞海湾で船団を整えたのではないかと考えています。



(八幡駅からの皿倉山)

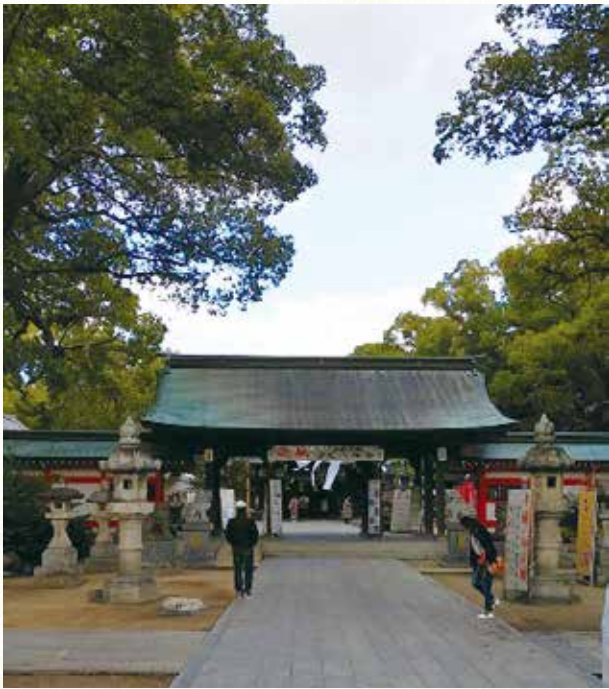


(帆柱連山)

船団が整い、いよいよ、朝鮮半島へ軍船を進めることとなりました。神の導きか海上は穏やかで、追い風を受けて順調な航海でした。新羅に到着するすぐさま内陸まで攻め込むと新羅の国王は怖れをなし天皇に従うことを誓いました。周辺の百済、高句麗の両国も戦わずして、降伏服従することを誓いました。

遠征が終わり、神功皇后は帰国することになりましたが、出産の気配が強くなってきました。そこで

皇后は、石を抱いて強く帯で巻きつけ、冷やして出産を遅らせることにしました。今も妊娠した時に腹帯をまく風習は神功皇后に由来するものとも考えられています。ようやく、日本に帰国し、出産をいたしました。出産した場所を「産み」が転じて「宇美」と命名しました。ここに神功皇后を祭神とする宇美八幡宮が祀られており、今でも安産の神様として参拝者が絶えない神社となっています。



(宇美八幡宮参道)



(宇美八幡宮鳥居)



(宇美八幡宮本殿)



(御神樹子安の木)





(子安の石)  
\*安産祈願をして  
この石を持ち帰り  
出産後に石を  
持参してお礼参  
りする。

この時生まれた御子が、後の応神天皇です。応神天皇は全国八幡宮の総本社である宇佐八幡宮の御祭神の一神となっています。



(宮崎宮参道)



(宮崎宮楼門)

福岡市東区には、宇佐八幡宮、石清水八幡宮と併せて三大八幡宮となっている宮崎宮があります。御祭神は応神天皇と神功皇后となっています。創建は後になりますが、応神天皇がお生まれになった時の胞衣（なえ）がこの場所に埋められたということです。この宮崎宮は、元寇の時に必勝の祈願が行われたとされ、楼門の「敵国降伏」の文字は亀山上皇が納められた天皇の御宸筆とされています。

神功皇后が実在したかどうかは、賛否ありますが、いずれにしても、約1800年も前から、朝鮮半島や大陸との交流、交易があったことは紛れもない事実であり、連綿と現在までつながっていることは、国際貿易にたずさわるものとしては、感慨深いものがあります。

北部九州においての際は、こういったことにも目を向けて観光などされてはいかがでしょうか。

# 各通関業会業務報告

## 東京

- 12月7日 本関通関協議会女性部会  
9日 通関士部会拡大委員会  
14日 二水会  
// 12月期役員会・役員懇談会  
// 成田通協・成田地区保税会 合同会議  
15日 大井通関協議会  
// 大井通関協議会女性連絡会  
20日 輸出入者・通関業者向け原産地規則セミナー  
21日 本関通関協議会  
13日 通関士部会委員会  
18日 本関通関協議会女性部会  
20日 ダイバーシティ推進部会WTオンライン会合  
25日 総務委員会  
26日 本関通関協議会  
27日 公正取引委員会職員による講演会

## 横浜

- 12月6日 本関地区通関協議会  
14日 宇都宮地区通関協議会  
15日 川崎地区通関協議会  
// 宮城地区通関協議会  
19日 総務委員会  
21日 横浜通関業会公式キャラクター誕生(愛称決定)  
26日 横浜通関業会ホームページリニューアル  
1月10日 本関地区通関協議会  
17日 通関士部会委員会  
18日 宇都宮地区通関協議会  
19日 宮城地区通関協議会

- 20日 ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム(WT)会合  
23日 川崎地区通関協議会  
26日 理事会  
// 三木会  
27日 研修委員会

## 神戸

- 12月1日 安全保障貿易管理令等説明会(WEB)  
6日 港和会(神戸地区)との意見交換会(対面)  
7日 福山・尾道地区との意見交換会(WEB)  
8日 通関士部会総務委員会(対面)  
20日 時報12月号発行  
※上記、地区との意見交換会⇒「神戸通関士部会役員と〇〇地区通関士部会」  
1月13日 通関士部会総務委員会(対面)  
17日 神戸税関業務部との通関連絡協議会(対面)  
20日 ダイバーシティ推進部会WT会合(WEB)  
23日~26日 通関士教養研修(WEB)

## 大阪

- 12月7日 通関士部会 和歌山地区協議会  
// 通関業セミナー(薬事法関連)  
8日 AI-OCR研修(通関業務デジタル化のご紹介)  
13日 令和4年度(第3回)新任通関業務従業者研修  
14日 通関士部会 総務委員会  
// 通関士部会 業務委員会  
// 通関士部会 システム委員会

- 14日 通関士部会 役員会・税関業務担当者との連絡会議
- 21日 大阪地区通関協議会（税関との通関事務連絡会、定例会、役員会）
- 18日 通関士部会 総務委員会
- // 通関士部会 業務委員会
- // 通関士部会 システム委員会
- // 通関士部会 役員会・税関業務担当者との連絡会議
- 24日 第3回理事会
- 25日 大阪地区通関協議会（税関との通関事務連絡会、定例会、役員会）

## 名古屋

- 12月7日 一水会・理事会（理事・監事）
- // 年末特別警戒キャンペーン（稲永、金城、飛鳥）
- 8日 清水支部輸出入商品分類研修（清水）
- 9日 清水支部輸出入商品分類研修（浜松）
- 13日 他法令実務研修
- // 本関通関事務研究会
- 14日 通関業務BCP勉強会
- // 通関士部会幹事会
- 15日 清水支部通関事務研究会
- 20日 清水支部通関士部会支部定例会
- // 清水支部興津通関事務担当者連絡会
- // 清水支部沼津通関懇話会
- // 四日市支部通関士部会幹事会
- // 四日市支部通関事務研究会
- // 諏訪地区通関懇談会
- 21日 中部空港通関事務研究会
- // 清水支部浜松通関懇話会
- 22日 西部通関事務研究会
- // 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会
- // 清水支部御前崎通関事務担当者連絡会
- // 豊橋地区通関事務研究会
- 23日 税関150周年イベントにおける広報活動（名古屋港）

- 24日 中部空港通関事務研究会
- // 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会
- // 清水支部御前崎通関事務担当者連絡会
- 30日 清水支部焼津通関事務担当者連絡会
- 1月10日 本関通関事務研究会
- 12日 一木会・通関士部会幹事会
- 17日 清水支部通関士部会支部定例会
- 18日 中部空港通関事務研究会
- // 清水支部浜松通関懇話会
- // 四日市支部輸出促進説明会
- 19日 西部通関事務研究会
- // 清水支部通関事務研究会
- // 豊橋地区通関事務研究会
- 20日 ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム会合（連合会：オンライン）
- 24日 清水支部興津通関事務担当者連絡会
- // 清水支部沼津通関懇話会
- // 四日市支部通関士部会幹事会
- // 四日市支部通関事務研究会
- // 諏訪地区通関懇談会
- 26日 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会
- // 清水支部御前崎通関事務担当者連絡会

## 門 司

- 12月1日 会員周知「水産流通適正化法について（続報）」
- // 会員周知「2022年〈後期〉通関士専門研修の実施について」
- // 説明会募集案内発出「安全保障貿易管理及びNACCS外為法関連業務に関する説明会」
- 6日 会員周知「上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油の輸入禁止措置に伴う税関の対応について」
- 7日 会員周知「アンケート調査の協力依頼」
- // 会員周知「韓国産及び中国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税開始に伴う輸入統計品目表の改正に

- ついて
- 8日** 会員周知「溶融亜鉛めっき鉄棒に対して課する不当廉売関税について」
- // 会員周知「マイナンバーカードの取得等の促進について」
- 13日** 門司通関士部会関門支部本関地区会議
- 16日** 会員周知「門司税関における年末年始期間中における輸出入通関等の取扱いについて」
- // 会員周知「経済連携協定（EPA）の利用に関するアンケート調査について」
- 20日** 会員周知「人権ガイドラインセミナーの開催について」
- 22日** 会員周知「税関の品目分類業務に関するアンケート調査への協力依頼（リマインド）」
- // 「門司税関幹部と門司通関業会役員との連絡会」案内発出
- 1月11日** 「安全保障貿易管理及び貿易管理サブシステムに関する説明会」
- 12日** 会員周知「輸入中古農業機械に対する植物検疫措置の適用について（農水省）」
- 20日** 「ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム会合」（オンライン）
- 27日** 会員周知「第2回通関士セミナーの開催について」
- // 情報提供「ロシアに対する輸出禁止措置について（経済産業省による報道発表）」
- 30日** 会員周知「NACCS関連資料」の送付（NACCSを快適に利用いただくための機能紹介<sup>⑫</sup>）
- // 会員周知「ロシアに対する輸出の禁止措置に伴う税関の対応について」
- 5日** ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について
- 7日** 韓国産及び中国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税開始に伴う輸入統計品目表の改正についての案内
- 16日** 経済連携協定（EPA）の利用に関するアンケート調査についての案内
- 22日** セーフティネット保証5号の指定業種についての送付
- // 税関の品目分類業務に関するアンケート調査への協力依頼（リマインド）の送付
- // NACCS利用料金の引下げ等についての案内
- 26日** ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム会合の開催についての送付
- 1月5日** 通関業務講習会（関税評価）の案内（鹿児島地区会員）
- // 通関業務講習会（関税評価）の案内（志布志地区会員）
- 11日** 輸入中古農業機械に対する植物検疫措置の適用について（農水省）の案内
- // ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム会合の資料送付
- // ダイバーシティ推進部会開催通知（2月3日）の送付
- // 牧会長佐世保地区視察
- 12日** 通関業務講習会（関税評価）の案内（長崎・佐世保地区会員）
- 16日** NACCS利用料金の引下げ等についての意見募集コメント依頼
- 20日** ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム会合
- 23日** 長崎通関業会・通関士部会定時総会開催案内の送付
- 24日** NACCS九州センターによるWEB講習会の開催
- 26日** 通関非違事例（10月～12月）の配信

## 長 崎

**12月2日** 年末特別警戒協力依頼文書の案内

**5日** 「NACCS通信（通関第11回）」の案内

- 27日 第2回通関士セミナー（2月24日）  
の案内
- // ロシアに対する輸出禁止措置について  
（経済産業省による報道発表①）の案内
- 30日 ロシアに対する輸出禁止措置について  
（経済産業省による報道発表②）の案内
- // ロシアに対する輸出の禁止措置に伴う  
税関の対応について

## 函 館

- 12月1日 会員周知：2022年度〈後期〉通関士  
専門研修受講案内
- 5日 会員周知：税関年末特別警戒の実施案  
内・情報提供依頼パンフレット配布
- 8日 品目分類業務に関するアンケート調査  
の協力依頼
- 8日～9日 新任通関士及び通関従事者等講習会  
（函館）
- 9日 NACCS外為法関係業務・NACCS通  
関事務研修（NACCSセンター講師）
- // 安全保障貿易管理研修（経産省講師）
- // 会員周知：韓国産及び中国産溶融亜鉛  
めっき鉄線に対する不当廉売関税の課  
税開始に伴う輸入統計品目表の改正に  
ついて
- 12日 会員周知：税関発足150周年記念シン  
ポジウム・登壇者資料の掲載
- 21日 会員周知：人権ガイドラインセミナー

の開催について

- 26日 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・  
札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋  
田）
- 27日 会員周知：第2回通関士セミナーの開  
催について
- 1月10日 会員周知：2022年度経済安全保障オ  
ンラインセミナーについて
- 11日 会員周知：輸入中古農業機械に対する  
植物検疫措置の適用について
- 27日 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・  
札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋  
田船川）
- // 会員周知：ロシアに対する輸出禁止措  
置について（経済産業省）
- 30日 会員周知：ロシアに対する輸出禁止措  
置について（追加）
- // 会員周知：ロシアに対する輸出の禁止  
措置に伴う税関の対応について

## 沖 縄

- 12月14日 令和4年度那覇港保安対策総合訓練  
（情報伝達訓練）
- 26日 三役会議
- 1月5日 沖縄地区税関長・業務部長に新年の挨拶  
（当会三役）
- 26日 令和4年度第3回通関連絡会開催

# 通関士試験突破

～スキマ時間でリスキング～

- 1 1科目から選択できる自由なコース設定
- 2 全40時限以上のスクリーニング
- 3 いつでもどこでもスクリーニング視聴
- 4 3回の模擬試験
- 5 充実の配布図書

2023年度 通関士試験突破研修  
受講受付中 4月14日(金)まで

受講科目	受講料
通関業法	1科目 22,000円
関税法等	2科目 33,000円
通関実務	3科目 44,000円

詳細・申込みはHPから

<https://www.tsukangyo.or.jp>



一般社団法人 日本通関業連合会  
Japan Customs Brokers Association



貿易関連書類電子保管業務

NACCS-DMS®

# NACCSで書類の電子保管始めませんか？

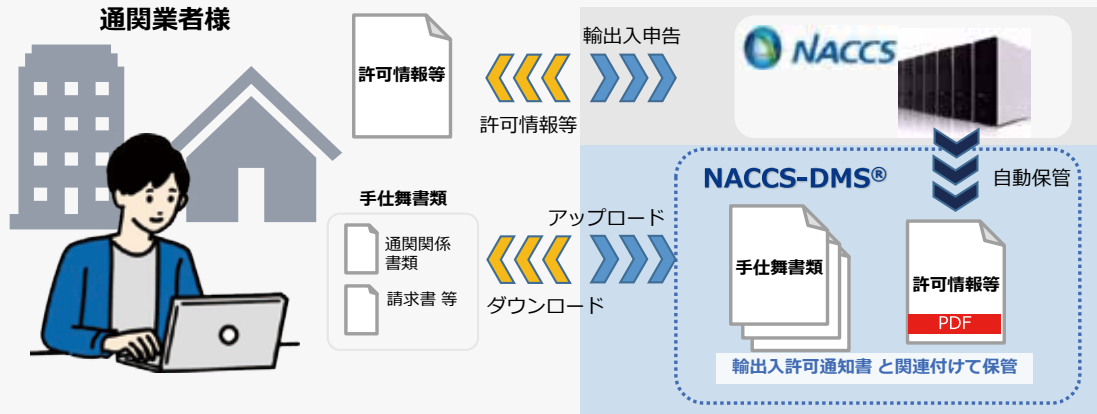
## お客様の声

- ★紙の書類が無くなり、事務所が片付いた!!
- ★紙・トナーに掛かるコストが減った!!
- ★段ボールから書類を探す手間が省けた!!
- ★書類紛失や保管漏れの心配がなくなった!!
- ★リアルタイムで情報が社内共有出来るようになった!!



通関業者様

## サービスイメージ



※修正申告や更正請求、リアルタイム口座振替完了通知も自動保管の対象帳票です。

## お問い合わせ先



一般社団法人 日本通関業連合会  
Japan Customs Brokers Association

一般社団法人 日本通関業連合会 業務部

電話 03-3508-2535 / メール n-dms@tsukangyo.or.jp



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部営業推進課  
電話 03-6732-6130 / メール solution-pro@naccs.jp



詳しくは  
NACCS掲示板を  
ご覧ください



サービスのご紹介やデモンストレーションの実施は随時受付けております。  
お気軽にお問い合わせください。

# 基礎から学ぶ 原産地規則

2023年3月17日発行

長谷川実也・松本 敬 共著

## 難しいとされる原産地規則を EPA特惠税率の適用に向けた「9つのステップ」で丁寧に解説！

近年、日本政府は積極的に経済連携協定(EPA)を締結しており、2023年3月1日現在、20のEPAが世界50か国・地域との間で発効しています。特に、TPP11、日EU・EPA、RCEP等経済規模の大きなEPAが発効し、EPA締約国間の貿易額が日本の貿易総額の8割を占めるまでに至っています。

EPA適用対象産品に対しては、「無税」又はWTO最恵国税率に比べ低い税率(EPA特惠税率)が適用されます。EPA特惠税率の適用を受けるためには、EPA毎に定められた原産地規則に基づき輸入貨物が原産品か否かを判断します。そして、輸出国の商工会議所等の発給する原産地証明書の提出、又は輸出者、輸入者等による原産地自己申告を行い特惠税率の適用を要求します。

一方、輸入国税関は、輸入された産品がEPAの原産品であるか否か疑義がある場合には、書面又は訪問により輸出者、輸入者等に対し事後確認(検証)を行うことができます。

本書は、EPA特惠税率の利用を検討されている企業の皆様に広くご利用いただけるように、原産品か否かの判断に関する基本的な事項に加え、その証明に必要な具体的手続きや書類の作成方法、輸入国税関による検証への対応等の実務に即した事項を基礎から丁寧に解説するとともに、原産地規則に関して知っておくと得をする知識についても詳細に記載しています。

### [本書の内容]

- 第1章 経済連携協定(EPA)の概要
- 第2章 原産地規則の概要
- 第3章 輸出入産品のHS番号の確定(ステップ1)
- 第4章 EPA特惠税率の適用から関税割当制度等の確認(ステップ2～ステップ4)
- 第5章 原産地規則を満たすか否かの確認(ステップ5)
- 第6章 原産地証明の作成(ステップ6)
- 第7章 EPA特惠待遇の要求、記録の保存と事後の確認への対応(ステップ7～9)



A5判256頁／定価2,970円(本体2,700円+税10%)／送料310円／ISBN:978-4-88895-496-9

### 【著者略歴】

**長谷川実也**:(公財)日本関税協会 教育・セミナーグループ部長。元長崎大学経済学部教授、青山学院大学経営学研究科客員教授、WCO認定専門家(基準の枠組み)。我が国最初のEPAである日シンガポールEPA交渉に従事して以降、長年にわたり原産地規則に関する国際交渉、政策の策定及び税関における執行に従事し、また、研究者としての立場で原産地規則に係る多数の論文を執筆。在米国大使館一等書記官、インドネシア財務省(JICA専門家)、東京税関業務部総括原産地調査官、財務省関税局関税課原産地規則専門官、横浜税関調査部長、長崎大学経済学部教授等を経て、2019年東京税関調査部長。2020年10月から現職。

**松本 敬**:(公財)日本関税協会 調査・研究グループ部長、政策研究大学院大学客員教授。WCO認定専門家(基準の枠組み、通関所要時間調査)。税関研修所教官、インドネシア関税局長政策顧問(JICA専門家)、関税局課長補佐(APEC担当)、WCOアジア太平洋キャパシティビルディング事務所長、関税国際交渉専門官、WCO事務局対外調整官を経て、2014年大阪税関総務部長。2015年9月から現職。

公益財団法人 日本関税協会  
JAPAN TARIFF ASSOCIATION

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4-2 日専連朝日生命ビル6F  
TEL ▶ 03-6826-1430 FAX ▶ 03-6826-1432  
URL ▶ <https://www.kanzei.or.jp/>

日本関税協会の図書は下記URLからご注文いただけます。  
URL ▶ <https://ws.formzu.net/fgen/S37638629/>



